

議案第 3 1 号

町田市学校給食問題協議会の設置条例（案）について

上記の議案を提出する。

2 0 2 5 年 2 月 7 日 提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

（提案理由説明）

本件は、町田市学校給食問題協議会の設置条例について、栄養士法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。

なお、この条例は、令和 7 年（2 0 2 5 年）第 1 回町田市議会定例会へ上程するものです。

町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

栄養士法の改正により、2025年4月1日から、栄養士の免許がない場合も管理栄養士の資格を取得することが可能になります。引き続き、管理栄養士が本協議会の委員になれるようにするため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 本条例第3条第2項第7号に、管理栄養士の文言を追加します。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行します。

町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例の一部を改正する条例

町田市学校給食問題協議会の設置に関する条例（昭和５７年１２月町田市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(組織) 第３条 略 ２ 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 （１）～（６）略 （７） <u>管理栄養士</u> 、栄養士又は調理員 ２人以内	(組織) 第３条 略 ２ 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 （１）～（６）略 （７）栄養士又は調理員 ２人以内

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。